

## 町田市住所整理基本方針（案）

2005年度に「町田市町区域整理基本方針」を定めて以降、木曽地区及び能ヶ谷地区の住所整理を実施しました。両地区の実施経過を踏まえ、より住所整理を円滑に進めるため、また、2012年実施予定の金森地区以降に着手する地区を客観的にかつ現状に即して選定するため、本方針を「町田市住所整理基本方針」として改訂します。

## 1 住所整理の手法

『住居表示』を原則とします。

また、事業の複雑化が懸念されるため、住居表示の実施に伴う町名地番整理区域への大幅な編入は慎重に検討します。

ただし、今後、土地区画整理事業等が実施される際に、合わせて住所整理を行う場合は、『町名地番整理』による住所整理も検討します。

## 2 新町区域の原則

① 町の名称は、個々単独の特定名称（従来の町の名称や、当該地域における歴史、伝統、文化の各面いずれかで由緒ある名称に準拠したもの）とします。

新設される町で特定名称の重複が避けられない場合は、特定名称に加え「丁目」を付します。その場合は「丁目」の数は8を限度とし、隣接しているものとします。

② 1つの町の面積はおおよそ15～30haとします。

③ 1つの町の街区数はおおよそ20～50街区とします。

## 3 新町区域界の原則

新町区域界としては、次の順位で境界としての機能が高いものを優先し、直近のものを用いることを原則とします。

- ① 鉄道、河川、都市計画道路
- ② 街区道路
- ③ 水路、緑地、公園

#### ④ その他の恒久的な施設

隣接する既存の町との現状の町区域界（以下「現町界」という。）についても、上記原則に即さない部分は積極的に解消すべきですが、解消にあたっては、隣接町への編入等の対象になる地域の意向を考慮する必要があります。

その結果、原則に沿わない町区域界（以下「町界」という。）のままになる場合でも、一区画の宅地内に町界があるような箇所は是正します。

### 4 飛地の整理

飛地の整理は、その形態や土地利用の状況、住所の利用状況、周辺との関係等を考慮し、次の基準により検討、整理します。

- ① 住所整理の実施区域に他の町の飛地がある場合は、その飛地は新町区域に編入します。
- ② 住所整理を実施する町の飛地が実施区域外にある場合は、その飛地が隣接する町区域に編入します。

### 5 住所整理対象地区及び次期住所整理実施地区の選定基準

当面の住所整理の対象となる地区（以下「住所整理対象地区」という。）及びそのうち金森地区以降に早期に住所整理に着手する地区（以下「次期住所整理実施地区」という。）の選定にあたり、その基準をより客観的で現状に即したものにします。

#### 選定基準

- ① 原則として、住所整理は各町単位で実施します。
- ② 住所整理対象地区を以下の基準により選定します。  
「市街化調整区域率」が10%より低く、かつ「D I D（人口集中地区）区域率」が85%より高い町
- ③ 住所整理対象地区を以下の4つの指標を用いて総合評価し、次期住所整理実施地区を選定するとともに、町内会・自治会や関係機関からの要望の有無や地域の意見の集約状況を踏まえて、事業を加味

します。

- i) 空地率〈=宅地化の程度〉
- ii) 人口密度〈=住所を使う人の多さ〉
- iii) 道路率〈=基盤整備の程度〉
- iv) 枝地番が100を超える親地番の数(以下、枝番件数という。)  
〈=住所の複雑さ〉

## 6 住所整理にあたっての基本姿勢

今後はこの基本方針に則して住所整理を進めますが、「新町区域」及び「新町名」の案の策定にあたっては、地域住民の意見や要望を可能な限り反映します。

しかし、対象とする区域は土地区画整理事業区域と違い、住民が多数であることや、町の歴史、既存コミュニティエリア等での認識の違いから住民間での案の集約に時間がかかる懸念があります。

このような場合、内容によっては市の権限でいずれかに結論をつけるのではなく、住民合意が形成されるまで実施を急がず、一時留保することも視野に入れて対応します。